

平成25年5月20日

【事務局】 定刻になりましたので、会議を始めさせていただきたいと思います。本日は、雨の中お集まりいただきまして、ありがとうございますよろしくお願ひいたします。以降、座りまして進めさせていただきたいと思います。

本日はマスコミの取材希望がございますので、ご承知おきいただきたいと思います。

なお、議事につきましては、分科会に準じて、プレスを除き一般には非公開ということになっております。

それから、議事録は、委員のお名前を伏せた形で、後日国土交通省のホームページにおいて公開することといたしたいと存じますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、まず最初に配付資料の確認をさせていただきたいと思います。お手元の資料、議事次第の後ろに配付資料一覧があらうかと思ひます。資料1が委員名簿。資料の2が適判制度に対する設計者等の主な意見。それから、資料の3が効率的かつ実効性ある建築確認制度等のあり方の検討。それから、資料の4が本日いただきました委員の皆様方からのご意見をまとめたものでございます。それから、資料の5が今後のスケジュールでござひます。それから、参考の1がこれまでいただいた委員の先生方の意見をまとめたもの。それから、参考の2が都道府県別の適判機関の業務範囲をまとめたものでございます。欠落はござひませんか。ございましたら、事務局までお申し出いただきたいと思ひます。

それでは、最初に定足数を確認させていただきたいと思ひます。本日は当部会に所属いただひております委員・臨時委員の計14名中、現在のところ10名の方にご出席いただひております。後ほどおくれて来られる方もいらっしゃるかと思ひますが、一応、社会資本整備審議会令第9条によりまして、本部会が成立してありますことをご報告申し上げます。

それから、専門委員の中で人事異動等で新たに専門委員としてご参加いただくことになりました委員につきましては、ご紹介させていただきたいと思ひます。〇〇委員でござひます。

【委員】 〇〇でござひます。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 なお、本日は〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員におかれましてはご欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、以降の議事運営につきましては、〇〇部会長、よろしく願いいたします。

【部会長】 委員の皆様方には、足元のお悪い中、お集まりいただきまして、ありがとうございました。

それでは、ただいまから第6回建築基準制度部会の議事に入らせていただきます。本日の議事は、効率的かつ実効性のある確認検査制度等のあり方についての検討でございます。今日は特にこれを決めなくちゃいけないという項目はないようでございますので、また例によって自由なご意見をいただきたいと思います。だんだんそれを集約して、この部会としての報告を出していくという筋になっております。

それでは、まず事務局より、議事の効率的かつ実効性のある確認検査制度等のあり方についてということで、資料の2と3ですね。あと、お手元に参考資料がございますので、それらを横に置きながら事務局の説明をまず伺いたいと思います。説明は事務局からしていただくことになっております。じゃ、よろしく願いいたします。

【事務局】 それでは、最初に資料2でございます。これは実は先日、〇〇委員からご指摘がございました、設計者等がどういうふうに適判制度等について意見を持っているかということについて調べるべきだろうということで、実はこれにつきましては、過去何度かいろいろなヒアリング等を実施しておりまして、いろいろな団体等にヒアリングした結果をまとめたものがお手元がございます。実はこの中で一部、既に措置しているものもございませうけれども、基本的なところは、後ほど委員の先生方に、関係団体の代表の方もいらっしゃると思いますので、追加で意見をいただくということで、一応、過去いただいたものの中で、まだ対応できていない部分も含めて、ご紹介させていただきたいと思います。

まず最初に、1ページでございますが、建築士会連合会のほうからでございますが、この中では1つは、適判機関と民間の確認機関につきましては、役割分担を明確にした上で一体化した審査が行えるようにしてほしいというようなご要望。それから2番目、混構造については一部、これは既に政令・告示の改正をして措置している部分がございますが、適判からの対象を除外してほしいということ。それから3つ目が、エクспанションジョイントで連結した建物についての適判の取り扱いを適正にしてほしいと。それから、伝統木造の構造計算などについての合理化をできないかというものでございます。

それから、事務所協会連合会、日事連のほうからいただいているものでございますが、

1つは適判の対象を少し限定すべきではないかということ。それから、構造設計一級建築士というのが建築士法の改正でできましたが、これが関与した物件については、一定のものについて適判制度の対象から除外するというご要望。それから、先ほどと同様に、エクспанションジョイントで接合されたものについての合理化をすべきだということ。それから、1つ飛ばしまして、適合性判定機関の独立要件を撤廃して、同じ機関でできるようにすべきだと。これは士会連合会とも同じようなご意見をいただいております。その他幾つか、適判機関の適判員の責任を明確化すべきである等々のご意見をいただいております。

それから、次の3ページでございますが、日本建築家協会からいただいたものでございまして、これも先ほど出ましたが、構造設計一級建築士が関与した物件については適判を不要とすべきだと。それから、伝統木造についても合理化すべきであろうと。それから、1つ飛ばしまして、地域によって適判機関の数にばらつきがございまして、1つしかないところについては非常に時間がかかると。これについては、もう少し複数の機関が選択できるようにすべきであろうと、こういうご意見もいただいております。

それから、住団連からは、3階建て以下の小規模な建築物については、高さとか軒高などにかかわらず適判の対象から除外すべきであるというようなご意見をいただいております。

それから、これは建築業協会、今、日本建設業連合会に団体名が変わっておりますけれども、ここからは、先ほどと同様に、構造一級建築士が関係したものについては、発注者の同意を得た上で適判の対象を除外すべきだ、不要にすべきだと。それから、先ほどと同様に、エクспанションジョイントによって別棟になっているものについては独立した扱いにすべきだと。

それから、住宅メーカーに個別に当たった場合も幾つかございまして、発注者がみずから使用するものについては、適判を受けるかどうか選択できるようにすべきだろうと。

それから、2つ目のメーカーのご意見は、適判の規模は大きいものに限定すべきだと。それから、建築主が利用するようなものについては、構造設計一級建築士が関与したものについては免除できるような仕組みにすべきではないかというご意見でございます。

それから、最後の5ページでございますけれども、これは構造設計を主に行っております方々の団体でございますが、構造技術者協会からは、1つは、適判とそれから設計者の面談みたいな形でちゃんと説明、質疑できるようにすべきだろうと。それから、事前協議を制度化すべきだろうと。それから、適判を行う建物については、構造計算については適

判機関だけでいいのではないか。実質上、そこしか行っていないのではないかというようなことで、そういったご意見をいただいております。それから、適切に適判員を設計者が選別できるような仕組みにすべきだろう。それから、設計者と適判員の意見の相違がある場合に、例えば専門の委員会で判断するというようなことで迅速な対応が図れるのではないかというご意見。それから、これは趣旨は、多分適判を前置主義にして、前に持ってきて、適判を受けてから確認を受けるような仕組みに変えるべきではないかというご意見でございます。

それから、日本弁護士連合会、日弁連からもご意見をいただいております。これは、基本的に適判制度は存続すべきであって、対象範囲も縮小すべきではないというご意見。それから、罰則等も強化すべきだというようなご意見もいただいております。

以上が各団体等からのご意見でございます。

次に資料3でございます。今日はこれを主な議題にご議論いただければということで事務局で作成した資料でございます。

項目は、1 ページ目でございますとおり、適判制度、それから確認の手續、仮使用承認。それから、確認の一部でございますが、昇降機とか遊戯施設の確認。それから、昇降機等の定期検査とか維持・運行管理の問題。それから、新技術の円滑な導入に向けた仕組みの検討というような、この6項目につきまして少し資料を作成させていただきました。

まず1つは適判制度でございますけれども、ここに少しご指摘、整理をしておりますけれども、まず現状どうかということでございますけれども、やはり現状でも、ここにございますとおり、適判でかなりいろいろな指摘をしている現実がございます。例えば1つはモデル化が不適切であるということについて指摘した事例。それから、積載荷重を間違っているというようなことについて指摘した事例がございまして、現状においてもやはり適判は有効に機能しているのではないかということでございます。

3 ページ目に参りまして、現状はどういうふうになっているかということでございますが、実は平成22年の運用改善の第1弾というところで、並行審査をできるだけ導入してほしいということをお願いしております。これは従来は確認を受けてから一定の審査をした上で適判機関に回してくださいということで、確認が先にあつて、その後適判に行つて、また適判から結果をもらつて、最終的には確認機関が確認をおろすというようなことになっていたんですけれども、それだと時間がかかるということで、並行審査ができるような仕組みに変えております。こういうふうになりまして、ここに模式図がございましてけれど

も、基本的には、並行審査でございますから、申請者が建築主事と適判機関にそれぞれ中身を説明して、同時進行的に進んでいくというようなことで今進められているところが多くなっているということでございます。

ただ、2つ目の丸にございますけれども、その場合は図面の不整合などがあった場合に非常に事務処理が煩雑になるということで、慎重に対応しているというか、なかなか並行審査をやらないところも一部ございますし、今でも昔どおり、主事等の審査が終わってから適判機関というようなことをやっているところもあるということでございます。

それから、事前相談をできるだけやってほしいということを私どもはお願いしているのですが、実際にやっていただいているところは全体の4分の3でございます。ただ、この場合も、これは運用改善第2弾の中で、できるだけ共同で事前相談をやれないかということもお願いしているのですが、共同でやっているところは今3機関だけでございます、なかなか実施されていないと。そういうことで、現実的には申請者は、確認する建築主事とか確認機関に相談した上で、また別途適判機関にも事前相談するというようなことで、2つの手続、手間がかかっているという実態でございます。なぜ共同実施ができないかということで理由を聞きますと、なかなか日程調整が難しいと。遠隔地に適判機関があったりして、時間調整に非常に手間取って、時間がかかってしまうということで、なかなか難しいというようなことがございました。詳しくは12ページにその辺のことを書いてありますので、後ほどちょっとお読みいただければと思います。

それから、4ページに参りまして、これも同じようなことでございますけれども、やはり主事、確認機関と、それから適判機関が別の組織になっておりまして、補正を調整したり指摘事項の趣旨を同じにして申請者に対してご説明するのは非常に難しいという側面がございます。これは、こういう指摘があるということでございます。

それから3つ目は、先ほど団体からのご要望にもございましたけれども、複数の機関がやっているかということですが、実は1機関のみというところは北海道、大分。これは大分県は県が直接やっているものですから1つしかないということと、それから、2つ以上指定されているところも15あるんですけれども、実質的にお互いに業務範囲を区切っていて、同じ建物については1つしかできないことになっていて、複数あるんだけど、実質は1つしか選べないというようなことになっているのが15県ございます。この辺も6ページに詳しくございますので、後ほどお読みいただければと思います。

この実質1つしかないところを見ますと、複数指定されているところに比べて、今でも

やはり7日間ぐらい適判に多くかかっていると。これは平均日数を調べますと、そういう結果が出ていまして、審査期間が長くなっていると。この原因を調べますと、1機関の場合は1人当たりの対象物件数といいたいまいしょうか、審査している物件数が多いということが出ていまして、その結果、日数が長くなっているということでございます。この辺は9ページに資料がございますので、後ほどお読みいただければと思います。判定員が処理する物件数が多いものですから、どうしても時間がかかっているというような実情でございます。

それからもう一つ、これは適判機関から指摘されている部分があるんですけども、14ページをお開きいただきたいと思います。実は私どもが適判をつくったときに、こういう手順でこういうことをやってください、業務範囲はこういうふうになっていますよということになっていまして、適判機関とそれから確認機関の業務範囲を整理しております。構造計算の部分についてはダブルチェックということになっていて、それ以前の、例えば意匠図と構造図が整合しているかどうかとか、例えば構造計算で出てきた断面の大きさとそれから図面が合っているかどうかというところについては、これは別に専門的な知識のある方じゃなくてもできるものですから、ここは建築主事等が見て、適判機関は構造計算の中身に専念していただきたいとなっているんですけども、実質上は赤丸になっているところのように、不整合の部分の整合もかなり適判機関が負っていると。この結果、かなりの負担になっているというようなお指摘がございます。これはどうしてかということなんですけれども、先ほどちょっとご説明した並行審査になっているということもあって、適判機関がどうしてもその部分を見てしまっているというようなことも一因になっているのではないかとございまして。

それから、4ページに戻っていただきまして、あと常勤と非常勤の差があるのかということをお調べしましたが、やはり非常勤の場合、どうしても日程調整等もございまして、実質的に常勤に比べると少し時間がかかっているということと、それから、非常勤が非常に多いところでは事前相談を受けない、対応できないという理由だと思うんですけども、そういう傾向が見られるということでございます。

それで、5ページにございますが、少し課題を整理させていただきました。今回いろいろ調査した結果、共同で事前相談することは非常に難しいということで、申請者からすると、主事、民間の確認機関と、それから適判機関それぞれに説明するということが、これにかなり手間がかかっていると。指摘事項がありますと、その回答についてもそれぞれ両方にやることになっているということでございます。

それから、やはりこれは実質の審査の中身で出てくるんですけれども、審査側、いわゆる確認機関側と判定機関側でお互いに図面を確認しながら打ち合わせていったほうが効率的な部分はあるんですけれども、これは実質的に非常に難しい。こういうことができないようになっているものですから、効率的でない部分があるんじゃないかという指摘があります。

それから、適判機関からしますと、図面の整合性など、本来、確認機関側とか主事側でやっていただかなきゃいけない部分もかなりやらされているというようなことになっていると。

それから、適判機関の選択肢が限られている、あるいは対応できる判定員が限られていると、やはりどうしても時間がかかるというような問題があるということでございます。

これから少しご議論いただく上では、申請者側の負担軽減と、それから審査する側の効率的でかつ適正な審査をどういうふう to 実現していくかという意味での仕組みを検討する必要があるのかと。それから、もう一つは、件数に応じた審査体制とか相談体制づくりをやっていかなければいけないのではないかと。この辺についての議論が必要ではないかということでございます。

次に、16ページまで少し飛ばさせていただきます。次に適判の対象でございますけれども、ここは現状、書いてありますとおり、今、木造の3階建てとか鉄骨造の3階建て、主に住宅などなんですけれども、最近、比較的階高を高くするようなものが増えてきているものから、今、軒高9メートルを超えるようなものが増えてきているんですが、これも今、法令上、全て原則的には適判の対象になるということになっています。

それから、先ほど来出ておりますが、エキスパンションジョイントで接合された場合、構造計算はそれぞれ区切られた部分の規模によって決められています。したがって、エキスパンションジョイントで区切られた部分の規模が小さい場合、これは本来適判のわからない対象の規模にもかかわらず、建物全体の規模が大きいため、これも全部適判の対象になるということで、その部分についての適判のための資料づくりが必要になっているというような問題がございます。こういったようなこと。

それから、適判が要るものと要らないものではかなり、30日ぐらい審査日数に差があるということです。

この課題につきましては、ほんとうに小規模な住宅等について、軒高の違いによって、多分数十センチの違いなんですけれども、この違いによって適判の対象になるかならない

かということになってきていまして、この辺については、構造計算の中身も含めて、適判の対象にするかどうかについての検討がやはり必要ではないかと。それから、エキスパンションジョイントについては、これも合理性を考えると、少し不合理な仕組みになっているのではないかとということでございます。これらについて、見直しの方向については、中身に応じてきちんと適判の対象を仕分けていくことが必要ではないかということで、この辺についてご議論いただきたいと思っております。

それから、次が20ページをお開きいただきたいと思っております。次に、建築確認の主に計画変更といいたしでしょうか、このことについてご説明させていただきます。現状、建築確認というのは、いわゆる竣工時の建物の具体的な計画を申請していただくということになっております。したがって、当然、最初に立てたものと変わってまいりますと、変更手続が必要になります。下のフローにございますとおり、工事中にいろいろな変更がありますと、その都度、計画変更の手続をとっていただいて、確認をもう一回とっていただくから、その次の作業に進むというようなことになっているわけです。

ただ、一定のもの、詳細はご説明いたしません、22ページに書かれておりますような軽微な変更については、そういった手続は要らないことになっていまして、例えば小ばりがちょっと変更するようなものとか、内装材料が基本的に性能のいいものになるようなものとか、こういった部分については要らないということになっているわけでございます。

ただ、21ページをお開きいただきたいと思っております。実は、これは大規模な建物に非常に多いんですが、入居するテナントがまだ決まらない段階で、というか、これはテナントが変わることも含めてなんですけれども、いわゆる竣工時の計画が詳細に決まらない段階で確認を行うことが最近増えてきております。そうした場合、一応、こんなふうになるだろうということを想定して確認申請を行っていただいております。当然、そういうことでございますから、テナントが幾つか決まってくると、その段階で計画内容が決まってしまうので、その都度、計画変更の手続をやっているということでございますが、この仕組みが実態に合っていないんじゃないかという指摘がございまして、結局、申請者、それから審査する側にも双方に負担がかかっているという現状がございまして、もう少し実効性があるって円滑に進むような手続を考えていく必要があるのではないかとということでございます。

ちなみに、どのぐらい今、計画変更の手続が行われているかというのは23ページにご



ざいまして、今、確認の件数が60万件弱ぐらいでございますが、そのうち4万5,000ぐらい計画変更の手術が行われているということでございます。住宅等はそういったケースは少ないわけでございますので、比較的大きなものについてはかなりの割合で行われていると言えるのではないかと思います。

具体的な事例は24、25にございますけれども、25ページにあるように、最初の計画と少し、テナントが決まってくると、配置が変わってきたり間仕切りが変わってくるというような事例があるということでございまして、この場合は3回ぐらい変更の手術をしているということでございます。

次に26ページでございます。これは計画変更と関連する部分もございまして、実はテナントが決まらずに竣工しているといひましようか、もう使える段階にあつてもテナントが決まってないというケースも結構ございまして、その場合は仮使用承認というのをとれば使えるような仕組みになっています。これは実は昔、かなりデパート火災が頻発したときに、工事中の火災が全体に広がって大災害につながるというようなことも踏まえて、こういう仕組みが導入されたんですけれども、主に工事中にちゃんとそこで火事が起こらないようにできているかどうか、工事現場から広がって、それが在館者の避難に問題を起こさないかどうかというような観点で審査基準を決めております。3つございまして、仮使用する部分の避難安全性が大丈夫かどうか。それから、ちゃんと仮使用の部分と工事部分が区画されていて、防火的に広がらないようになっているかどうか。それから、工事部分が出火しないような防火管理がされているかどうかというようなことの審査が行われております。このうち3番目の部分については、物理的というよりは人の対応、管理みたいなこともございまして、個別にかなり裁量性が強いものですから、今は行政だけが対応できる、民間の確認機関ではできないとなっています。

次のページにございますが、課題でございますけれども、実はこれ、いろいろな規制改革などでご要望が出ているんですけれども、今、民間の機関がかなりシェアが増えてきている中で、仮使用を仮に民間の確認を受けたものについて行おうといたしますと、特に仮使用の部分の避難安全性が大丈夫かということを審査するために、基本的に、仮に行政がやろうとすると、計画の全体を一から少し勉強するというようなことが行われていまして、このためにかかり時間がかかっております。行政からすると、確認した物件じゃないものですから、一から中身を理解しなきゃいけないというようなこともあつて、そういった部分にかかり時間がかかっていきますし、申請者側もその説明にかかりまた時間をとられると

というようなこともございまして、この部分がかかなり負担になっているということで、民間の指定確認検査機関が確認を行った物件についての仮使用について円滑にできるような仕組みを考える必要があるだろうということについて検討していく必要があるのではないかと考えています。

あと、29ページからは、どのぐらいのどういったものがあるかということですが、30ページにございますけれども、いろいろなパターンがございまして、なかなか一律には取り扱えないんですけれども、資材の搬入ルートが避難ルートと重なっているようなものもあれば、分離されているようなものもあったり、別棟みたいになっているケースもあったり、いろいろなケースがございまして、ケースによっては簡略化できる部分もあるのではないかと考えています。

次に31ページをお開きいただきたいと思います。これは昇降機とか遊戯施設の確認の審査の実態でございます。エレベーターですとか遊戯施設については、かなり機械の部分の安全性を見ることになっていまして、それぞれエレベーターの詳細な仕様が出てまいります。それから、構造計算も一緒に出てきて、それらの中身を見るということになっているんですけれども、実態はどうかということが33、34にございますけれども、かいつまんで申し上げますと、まず1つは、構造強度を見なければいけないことになっていますが、構造強度でございまして、構造計算書に書かれた記載、構造計算書の中身が大丈夫かということもやらなければいけないんですが、それらを審査した上で、当然、先ほどの整合性のチェックもしていかなければいけません、この部分について必ずしも十分に洗えていないという実態がございまして。

それから、もう一つは安全装置。機械のかかなりハードの部分につきましては、構造図ですとか制御盤の回路図なんかを見て、所要の性能があるかどうかということも見るようになってはいるんですが、これは実質上ほとんど行われていないという実態がございまして。実際に審査している職員はどうかでございまして、詳しい人がいるかどうかを聞きますと、いないというところが25%、それから1人はいるというところが27%ということで、かなり体制が不十分だということがございまして。

課題としては、こういった審査が徹底されていないということもございまして。特に安全装置等の性能の確認につきましては、これは相当な専門家でないとは判断できないのではないかとご指摘もあって、実質上かなり困難な部分があるということもございまして、これらについてはやはり審査の徹底ということなんですけれども、実効性のある審査体制

をどうするか、これは専門家の活用も含めて考えていかなければいけないのではないかと  
いうことでございます。

次に36ページでございます。これからは少し維持保全といたしまししょうか、使用段階の  
問題でございますけれども、1つは定期検査という法定の検査制度がございます。これは、  
ここに書いてございますが、ここでは昇降機だけを少し抜き出しておりますが、昇降機等  
については6カ月から1年の間の期間で、これは特定行政庁が期間を定めます。例えば1  
年ごととか決めて、そのごとに一定の資格者、資格者は2つ目の丸にございますが、一級  
建築士、二級建築士あるいは昇降機検査資格者ということですが、実質的には昇降機の場合  
は昇降機検査資格者だけしかほとんど行っておりません。この方々が検査して、その結  
果を特定行政庁に報告するという仕組みになっております。ここで、これまでいろいろな  
事例があるんですけれども、この検査資格者については、基本的には検査に問題があった  
場合の罰則がないとか、それから、昇降機検査資格者については処分規定も法文上明確に  
されていないというような問題もございます。なお、検査項目とか判定の基準等について  
は告示で規定されております。

課題でございますが、これは検査という事の性格もあるんですが、検査が適切に実施さ  
れたかどうかを後から確かめるのは非常に難しいという問題もございまして、それから、  
罰則とか処分規定がございませぬので、検査者の責任が不明確になっているという現状に  
ございます。それからもう一つは、やはり定期検査の中身自体、検査内容が不十分である  
とか、検査がどうも適切に行われなかったのではないかとということが一因となって重大事  
故が発生しております。これまで平成18年から24年までの間の重大事故12件、死亡  
事故ですとか、あるいは戸開走行事故なども含めて12件あるんですが、このうち5件ぐ  
らいがやはり定期検査の問題があるのではないかとということが報告書の中で指摘されてお  
ります。このため、検査の内容ですとか検査体制のあり方について少し見直しが必要では  
ないだろうかということでございます。

37ページからは、事故とか、その際に定期検査がどう行われていたか、それから事故  
原因の分析等がございまして。

それから、次の維持保全の部分でございます。39ページでございますが、この点につ  
いては、建築基準法の中では、いわゆる常時適法な状態に維持保全するように努力義務を  
課しています。罰則はございませぬ。なおかつ、必要に応じまして所有者の方には、一定  
の建物については維持保全計画書を作成したりして適切に措置を講じてくださいというこ

とを求めておりますが、これも罰則はございません。

この維持保全計画については、告示でどんな項目を定めなければいけないかというのが、40ページの右下にあるような中身が規定されています。例えば、維持保全の実施体制ですとか、点検とか修繕に関する事項を定めてくださいというようなことになっているということでございます。

それから、昇降機についてはさらに、昨今の重大事故を踏まえまして、いわゆる保守点検業者の選定の際に留意すべき事項ですとか、保守点検項目をどういうふうに結べばいいかというようなことの参考になるように、維持管理に関する指針とか、それから標準契約書を今作成しているところでございます。近々出したいと考えております。

それから、遊戯施設につきましては、維持保全計画書あるいは運行管理規程の作成の手引きというのを作りまして、事業者に対して、これに基づいた維持保全計画書あるいは運行管理規程を作成して適切に維持保全、運行管理をしてくださいという指導をしております。しかしながら、これらについては、いずれにしても行政指導になっておりますので、やはり相変わらず維持保全ですとか運行管理が適切に行われていないことが一因となって重大事故が発生するという事実はございます。したがって、こういったものについて、特に動くものにつきましては維持保全、運行管理を徹底するための方策について少しご議論いただきたいということでございます。

それから、43ページに飛ばさせていただきます。最後に、新技術の円滑な導入ということもいろいろところで指摘をいただいております。実は現在、特認の制度がございます。構造方法等の認定というふうになっております。この規定は、構造上の基準その他の技術的基準に適合することについて大臣が認定するということになっているんですが、この構造上の基準というのは基本的には性能基準を言っております。この性能基準が法令上明確になっていないものについては認定の対象にならないというようなことになっております。したがって、新しい、ほんとうに特殊なものが出てきた場合には、新しく性能基準を考えていくことが必要になるために、どうしても時間がかかってしまうというようなことがございます。そういった問題がございますので、より円滑な新技術の導入に向けた仕組みをどうするかということについてもご議論いただきたいということでございます。

以上、簡単ではございますが、この資料の説明をさせていただきました。

それから、最後に参考資料2でございますが、これは〇〇委員からでしたか、前回、適

判機関の業務範囲はどうなっているんだというようなご指摘をいただきましたので、整理したものをつくっておりますので、ご参考にしていただければと思います。

以上でございます。

**【部会長】** どうもありがとうございました。ただいまの事務局からの確認制度のあり方についてという資料2でございます。これについては、まずはご質問ということで、審議は後で行いますので、ご質問を受けたいと思います。項目が大きく言うと1から6まであるんですけど、どの項目についてどういう点を確認したいとか聞きたいと、そういうことでご発言をお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。比較的大部な資料ですから、中身をなかなかすぐにご理解いただけないかもしれませんが。パワーポイントの表紙をあけた裏側の1から6項目までということで資料説明をしていただきました。特に質問はよろしゅうございますか。意見交換は後でやらせていただきますけれども。

じゃ、特なるご質問というか確認事項はないということで、続きまして、前回お諮りいたしましたように、各委員から適合性判定制度についてご意見をということで、資料4でございます。A4の縦書きのものでございます。ご意見をいただいたのが、共同意見を含めて5名の方から提出いただいております。表書きに書いてありますように、委員のあいうえお順からいくと、〇〇委員、それから〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、それと〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の共同意見という形。それについて、まず提出していただいた方に資料の内容についてそれぞれ数分ということで、3分から5分ぐらいということを考えておりますが、ご紹介いただきたいと思います。それから、特にメール等で事務局のほうに寄せなかったけれども、今こういう意見があるということで、ここにお名前のない方のご意見表明もいただきたいと思いますので、それは後でということにいたします。

それでは、まず資料4に沿いまして、あいうえお順ということで、〇〇委員。

**【委員】** 〇〇と申します。それでは、こちらのほうの意見についてご説明させていただきます。

まずその前に、私も3年前の建築基準法見直し検討会のほうの委員として参加させていただいて、同じような討論をさせていただきました。基本的に我々は低層の住宅関係とする団体なので、その意見がメインになってきます。ただ、これは、やはり住宅というのは非常に裾野が広い。それに経済にも影響する。それと、企業の利益だけじゃないかという形で言われたこともあったんですけど、決してそんなことはなくて、買い手も売り手もお

お客様という観点のもとに、現在に基づいて、今の基準がほんとうに適正なんだろうか、過剰になっていないだろうか、安全を第一で考えているということのもとにお話をさせていただきたいと思います。5分ぐらいで話をさせていただきます。

1番のポイントで、建築確認日数が50日になっていることの妥当性について。要は、これは大型の建物の工期を要する物件と、いわゆる戸建て住宅ではお客様の負担の大きさが異なるということを観点に、適判が必要でない戸建て住宅の確認審査は現在1週間から2週間、まして2階建てにあっては1週間程度であるから、これの有無によって非常に建築主の負担が大きいということです。

事業用の建物、マンション等はしっかりした事業計画に基づいて計画されるわけなんです。個人が建築主となる場合は、着工日や引き渡しのご家族の事情によって決まるという流動的な要素を含んでいるのが現状です。やはり確認審査する期間が短いほど工程の調整がしやすいですし、短縮への要望が多いというのが我々の業界の要望です。それと、小規模な建設においては、やはり適判にかからない、実際、構造ルート1を選択する理由になっているのも現状でございます。やはり合理的な設計ができるように、建築主の不利益を避けることは必要であると思いますので、これを推進すべきじゃないかということです。

2番目に、建築確認審査の合理化についてなんです。実は資料3ですとかP9とか書いてありますが、これは前回の会議のときに国交省様のほうから配っていただいた資料の番号を言っておりますので、今回の番号とは違います。

これも要は、構造ルートの違いによる審査期間の顕著な差はないということが前回も示されていますし、建物が大きくなれば長くなるという、これは当然だと思います。2010年に適判の検討委員会が設置されて、ルート2計算の一部を適判の対象から除外するという検討を行ったわけですが、先ほどもお話がありましたエキスパンションや膜構造や小規模な混構造、これについては第2回の開催以降は中断しているような形に見えます。結論に至らぬ検討を含め、未公開の情報があれば開示していただきたいということと、小規模で特殊性の少ない建築物におけるルート2の計算であればピアチェックを要さないという見込みがあって始まった委員会でありますから、この除外についても検討していただきたいという意見です。

全建物を想定した一般則を定めようとするのは非常に難しいんですが、境界線を引くよりも、建築主事や確認機関が必要に応じて適判を求めることが本来じゃないかと。ただ、その場合においても、申請する側は全体工程を見積もるために、申請の事前に適判の要否

を把握しなければならないので、事前相談の段階で要否が示されるべきであるという意見です。

それから3番目に、建築主事等特定行政庁における審査体制が不十分であることについて。この意見ですが、いわゆる行政庁の審査処理は、すみません、失礼な言い方ですけど、低下状況にあり、要は長いというのが前回の資料からも、いただいて、ちょっとわかっていると。これは市場競争原理が働いているのかな、やはりそうなのかなと。今後も民間の活用をすることは、これは避けられないんじゃないか、うまく使っていくべきではないかと。

基準法の6条の2の第1項には、検査機関の確認は主事による確認とみなすとあり、10項では、検査機関が行った確認済証の交付は行政庁に報告することを求めて、11項は機関の交付した確認証の失効権を行政庁に持たせていると。こういった仕組みは、民間機関の裁量を萎縮させて、ちょっと支障があるんじゃないかと。審査の能力においては、こういった現状を鑑みると、もっと適切な見直しが必要なんじゃないかと。それは当然、審査を行った、判断を持った者が責任を負う仕組み、これは必要です。

建築物の計画が関係規定に適合することを確保することが、住民の生命、健康及び財産の増進を図る上でやはり責務であるとされていますが、いわゆる民間の検査機関の健全な運営について、適切な助言を行うことが公共団体の役割ではないかということです。

それと最後の4番目、確認と適判を同じ機関が行うことについて。先ほどの事前相談の有効性から、確認審査の現場では申請者に適判機関を事前周知する慣習が定着しています。これもデータからちゃんと出ていました。適判機関の8割が建築確認を行うということも、これは事実であって、確認と適判の独立性を確保する措置を講じている。このことから、確認と適判を同じ機関が行うことは、やはり審査の合理化から望ましいと我々は考えております。

以上でございます。

**【部会長】** ありがとうございます。次が私になりますので、私のほうから。

私は、前職を大学に置いていましたので、確認の持っている設計上の問題という観点から3つの意見を出しております。

1つが、設計者というのか、申請者が適判機関を選択できるようにするという事です。現状の問題というのが次にあって、派生する問題が出てきますけれども、派生する問題は、先ほど事務局のほうからありましたように、地域によっては非常に指定確認機関の数が少

ないところがあると。そこに新たなものを設けなくちゃいけないということで、質の低下があってはならない。私は比較的性悪的な面もありまして、そういう表現になっております。期待される効果というのは、設計者が選択の余地が生じて、適判機関に淘汰が生じると。ただ、これも見方としては嗜虐的ですけども、適正な機関のみが存続するというところで、いわゆる早かろう安かろうという負の淘汰が出ないようにシステムが必要だということです。この危惧を私は正直言って持っているところでございます。

それから、2番目が適判担当者の構成ということで、これも常勤、非常勤の話がありましたけれども、私は基本的には現状の問題、ピアレビューというのは、仲間や同分野の専門家による検証ということで、やはり自分自身が設計業務をやる者が行うのが筋ではないかと。これは学術雑誌のレビューでもそのとおりでございますが、同分野の第三者性を持っている人が内容を見るのが質を高めるということで、同様にやはり設計の質を確保するという点から見たら、同分野の仲間ということになると思います。それをやることによって、これはいろいろな場で意見が出たと思いますけれども、ピアレビューをやることによって自分自身の設計業務にも反映されるという副次的な効果を私どもは期待していいのではないかと。派生する問題点は、やはり時間がかかると。これは先ほどの実態調査ということです。

それから3番目、裏に行きますと、いろいろな調査機関の要望だとか、今の〇〇委員の話にありましたワンストップ化ということが挙げられておりますが、現時点ではということになります。シーケンスの問題があつたりするんですけども、私は基本的にはやはり同機関でやるメリットというのが、空間的に接しているとかいうことと時間の問題ということを挙げられておりますが、どちらかというとならぬ4番目のデメリットを強調したいと。設計図書のある部分においてはちゃんと二重チェックができると。いかに空間的に離れているといっても、やはり同じ機関に属する者が見るということはない。学術雑誌等でも、ピアレビューを同じ機関の者がやるということは、多分制度的にそういうことをやっている機関はないと思われまます。

ということで、私はこの3点を挙げておきました。どこが法制化できる項目かというのは、これは指導課のほうでご検討いただきたいと思っておりますけれども、あるべき適判の姿という点で、この3点を意見として申し述べました。以上です。

続きまして、〇〇委員。

【委員】 〇〇です。適判関係の話は後の共同意見のほうに送るといたしまして、木造



建築関連基準等のあり方について意見を言っております。

1番目の丸のところは、何で木造の3階建ての学校だけなのかということで、例えば老人介護施設だとか集会所だとか、ほかの施設なんかも考えられるんじゃないかと思ったもので書きました。

それから2番目のところは、学校の建物の周りのオープンスペースを含めてのことを言っております。

3つ目は、消防施設との関連を言っております。

それから4番目なんですけど、これは実験の映像等々を見て思ったことなんですけど、2回目の実験のとき、バルコニーやひさし、それから防火壁の設置が効果を生んでいることはよくわかるんですけども、それから、天井材をプラスターボードを使ったとのことだったと思うんですけども、それらのことが、いわゆる形態制限というか、建物の設計をしていく上での形態上の制約になってしまうんじゃないかという危惧があったものから、それを書きました。

以上でございます。

**【部会長】** ありがとうございます。それでは、次が〇〇委員のほうから。

**【委員】** 資料は多くありませんので、棒読みします。

前回の資料3を拝見しまして、下記にコメントいたします。

建築物の品質確保のために「適合性判定制度」があるわけですが、その前提として「適合性判定とその制度」の品質確保が必須です。資料3ではさまざまな角度から同制度の現状が分析されていますが、「適合性判定」の品質に関する議論がほとんどないのが気になります。国民と社会が望むのは、適合性判定制度の効率化ではなく、適合性判定の品質確保による良質な建築の供給にあるからです。

2番目です。多くの分析が、これは資料3の分析のことですが、判定に要した日数に費やされています。例えば、建築主事による場合は指定確認機関による場合よりも10日から20日長い、あるときは30日かかったが手戻りが多いと80日かかる、などです。これらの文脈では、長い時間を要するほうが悪いという構図が見え隠れしますが、見方を変えれば、建築主事のほうが丁寧に資料をチェックしている、不具合の多い申請に対してきめ細かく対処し指導したからこそ長い時間がかかった、というように、長い期間を要することこそが、適合性判定の品質確保を担保している証拠だと言えなくもありません。このように、判定期間の長い短いだけで良否を判断することは危険であると思います。

3番目です。適合性判定の品質確保をどのように定量化するか、これはとても難しいことですが、だからといって本制度のあり方の議論において、それに全く言及しないのはよろしくないと思います。私が今考えつくのは、「あるときは設計側にあるときは判定側に廻る」というピアレビューこそが適合性判定の品質確保の原点であるという認識に立った、ピアレビュー制度の活用度における適合判定機関の評価です。

最後の部分は、先ほどの〇〇部会長の議論とほぼ同一です。〇〇部会長からは、ピアレビューが自分たちの腕を磨く場にもなるというご発言がございました。私は、それに加えて、ピアレビューをやるからこそほどよい品質確保が達成されると思っています。申請側と審査側が完全に対立すると、昔は稀れにあったことですが、両者の泥仕合になって、いつまでも終わらないなどがありうります。そういうことは、あるときは設計側にあるときは判定側に廻る、つまり互いの事情を知ったピアレビューシステムでは起こると思えません。一方で、なんでもするすると通してしまうと、結局のところ自分のプロフェッションそのものを落としめることになりますから、そこでもブレーキがかかると思います。というような趣旨を考えれば、その実践は大変かもわからないけれども、ピアレビューというのはやはり大いなる効用を発揮するものだと考えています。

以上です。

**【部会長】** ありがとうございます。続いて、4人の方のどなたか。じゃ、〇〇委員。

**【委員】** 〇〇でございます。最後の意見、これは共同意見ということで、建築設計に関する4つの団体で意見の取りまとめをしまして、それぞれ共同として出せるものということで取りまとめたものでございます。日本建築家協会、それから日本建設業連合会、日本建築士会連合会、そして私どもの日本建築士事務所協会連合会、この4名でミーティングを行いまして、それから、その後メール等でやりとりしまして取りまとめた結果でございます。

意見として4項目ございます。まず1番、構造適判に関する事前相談の制度化ということで、既にこれは先ほど事務局からもご説明がありましたように、事前相談というものをより活用しようというお話がございました。それを法的に位置づけて、事前相談の希望、これは申請者側からの希望があった場合は、適判機関はそれに応えなければならない仕組みとしていただきたいという提案でございます。理由は、構造計算というものは、これは設計の一部でございまして、中には設計者の裁量に任された創造的な要素というものが少なからずございます。そういった設計行為に対する判断が伴う以上、構造計算適合性判定

というのは審査マニュアルにただ機械的に従えばできるものではなくて、やはり設計者と審査側のコミュニケーション、意見のやりとりが必須であるということでございます。この事前相談を行うことで、審査側の意図が正しく申請者側に伝わり、逆に設計者側、申請者側の考えも審査側に正しく伝わる。こういうことで適正かつ円滑な審査が行えると期待できます。ひいては申請者の技術力向上、これは先ほど来、〇〇部会長からも、また〇〇委員からお話があったように、こういったものも非常に大きな期待でございますので、技術力向上、そして審査判定基準の明確化、公正化にもつながることを期待しております。

先ほどの資料3の2ページに、適判の指摘の例ということで、不適切なモデル化に対する指摘というのがございます。このように明らかなミスの場合は申請者側、審査側で意見が異なることはないんですけど、モデル化でも微妙なケースがございます、その中でやはりお互いの意見のやりとりというものが必要になってくるだろうと思っております。

それから2番、構造適判機関の指定の合理化ということで、2項目ございます。①のほうは、前回の資料の中で適判の指定申請に対する不受理件数が何件かあるということで、その中の不受理要件を明確にして、合理的な理由がない場合は指定することとするという仕組みにさせていただきたいということでございます。理由としては、指定申請を不受理とした県の数が13県ということで、決して少なくないということ。しかも、不受理の理由には合理性が欠けているのではないかとと思われるものもあります。既存の適判機関との健全かつ適正な競争を確保するために、受理拒否の合理的要件を明確にさせていただいて、拒否要件に該当しない場合は原則として申請を受理することにしていただきたいということです。

②のほうでは、これも既に説明されたところでございますけれども、指定確認検査機関と同様に、構造適判機関についても、県指定のほかに複数の県にまたがって業務を行う全国指定ルートといったものを設けていただきたい。理由としては、構造設計に関する必要な知識、技術というのは、特殊なものを除いては基本的には大きな地域性というものはございませんので、ある地域で認められた設計手法は他地域でも当然利活用されることが多いということでございます。こういったことで、一部の都道府県で適判機関の数が不足している地域格差の解消にもなると考えております。

3番、構造適判と建築確認の同一機関での審査を可能とする制度ということでございます。構造適判の指定も受けている確認検査機関は、同一案件の構造適判と確認審査を行えるものとするということでございます。理由としては、構造適判制度の目的というのは、

従来の確認検査機関では構造関係の審査に必要な技術力が見込まれないため、必要な技術力を備えた構造適判機関が審査を行うというのが本来の目的でございました。構造関係規定に関する審査能力を備えた確認検査機関においては、たとえ同一案件であっても建築確認と構造適判の両方の審査を可能とすべきであると考えております。構造関係規定の審査では確認検査機関と、それから適判機関の業務分担が定められており、一部の審査項目については両者が審査する制度になっておりますけれども、このような別人格の確認検査員と適判員とによるダブルチェックを有効に機能させて合理的な審査を行うためには、両者が適切に連携する必要がある、整合性のとれた判定を行う必要があるということで、両方の技術力を備えて権限を適正に行使できる機関であれば、現行の審査レベルを低下させることなく、より質の高い審査が期待できるという趣旨でございます。

4番目、構造適判の対象建築物の見直しについてということです。第2回の部会において、これについて合理化を求める意見を出したんですけれども、今までのところ、それについての説明はございませんので、構造適判制度のさらなる合理化と建築設計の適切性の確保のためには、審査や設計業務の実態を踏まえた制度見直しの議論が必要であろうということで改めて提議させていただきます。その中で、例えばですけれども、構造適判制度の発足後に構造設計一級建築士という資格が制度化されておりますので、構造設計一級建築士を活用したらどうかということがございます。例えば、構造一級が関与した場合は保有耐力計算を行った場合のみ適判を行うというような形で審査の合理化も検討する必要があるのではないかということがございます。

以上でございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、先ほど事務局のほうからご紹介のあった資料を含めて、ただいま意見表明をされた方々の資料、それから、参考資料1に、この基準制度部会の1回から前回までの意見を事務局のほうで取りまとめていただいております。これらをもとに意見交換をしたいと思っておりますけれども、この場に、いわゆるリトルマテリアルというのか、書き物をお出しにならなかった方で、ぜひ言いたいことがあるということがあれば、お時間を差し上げますので、言いたいことがある方は挙手をいただきたいと思っておりますけど、よろしゅうございますか。意見交換の場で述べていただくということでよろしいですか。

どうもありがとうございました。それでは、先ほどの資料3から4、それからあと参考資料1もありますので、包括的に言いますと、資料3の1番目から6番目の項目をまずは

とめていただいております。本日意見をお出しになった方は、1とか2とか、仮使用もいくんどでしょうか。1、2が多いと思います。それから、4、5に関しては事故調査部会の〇〇委員もいらっしゃいますので、その辺も含めてやりたいと思います。主に、まず1、2関係を中心に、適判制度ですね、ご意見をいただければと思います。今日は、先ほど申しましたように、これで決めるというわけではございませんので、自由なご意見をいただければと思います。どなたかご意見のある方。じゃ、どうぞ、〇〇委員。

【委員】 1と2ですね。

【部会長】 主にです。

【委員】 3もいいですか。

【部会長】 3も結構です。

【委員】 今、種々ご説明とご意見を伺ったところなんですが、まず1つは事前相談の件で、資料3の3ページ目のところと、それから今の共同意見のほうにかかわるかと思いますが、運用上、事前審査というものを国交省として推奨しておられてというお話なんですけれども、これは法律論といいますか、行政の事務上の問題としては実はかなり問題があって、むしろ時代をさかのぼるような形になっているのではないかと。だから、相手方の本質的な承諾があれば格別なんですけれども、手続としては後退になるので、法律、制度をつくった以上は、その手続にのっとって手続を始めなければいけなくて、ここは共同意見のほうで出ておりますように事前相談を制度化すべきだという議論が出てきていますが、制度化するという方向もあり得るかもしれませんが、事前相談自体をどうするのかということ、きちんと法にのっとった手続に近代化しないといけないので、つくった途端に前近代的に運用していくというのもいかがかと思ひまして、ここは制度案としてはかなり問題があるので、国交省のご認識をちょっとお伺いしたいと思ひます。

それから、関連して、共同意見の2のところ、不受理要件を明確にしてほしい、拒否要件に該当しない場合は原則として受理してほしいというご要望があるんですが、これも全くもったもなご意見であって、仮に不受理というようなことを大々的に、特段の規範意識もなく行政実務をやっているとすれば、それはすこぶる問題であって、運用を直ちに改善するように、むしろそういう形で指導するのが当然ではないかと思ひますので、そのあたりのご認識です。事前相談などはこれから変えるというお話なので、もっと大々的に推奨するというのはあり得ない方向ではないかと思ひますけれども、一歩進める形でどのようにされるおつもりなのかということをお伺いしたいということが1点です。

それから、もう一つは仮使用承認です。資料ですと26ページなんですが、これは規制改革等の議論があって、指定確認検査機関に権限を落としている以上は、こちらの権限についてもやらせてはどうかというお話かと思います。それで、ざっくり言うと、そういう流れでいいのかなというふうには、必ずしも反対するものではないんですが、私が気になるのは、26ページに、審査の基準が個別に裁量性のある判断であるというところに問題があるという言い方をされているんですが、ここに言うところの裁量性の中身をご説明していただかないといけないのと、それから、民間開放を公権力の行使についてする場合には、私の記憶では国交省さんの資料として、建築確認について民間開放してよいのは、それは裁量の問題が出てこないからであるという説明だったと思うんです。しかしながら、もしこの仮使用承認の話が裁量だとほんとうにおっしゃるのであるとしますと、そこはドグマというか、説明を変えないといけなくて、また裁量という言葉も裁量的に使われているので、おそらく中身の問題だろうと思うので、少し抽象的に議論を投げると矛盾が出てくるので、もしそういう方向性を出すのだとすると、根本から説明を変えないといけないのではないか。また、建築確認そのものがほんとうに裁量性がないのかということも原理的にはかなり問題で、ほんとうに法制度上そういうふうに言い切れるかどうかということも、やや言い切りみたいになっているところもあって、私としては、かねてより問題があるかなと思っているので、そのあたりをお伺いできればと思うんですが。

**【部会長】** 2点でございますが、これは課長のほうから、まずは事務局サイドとして、行政的にはどう対応したいか、お答えいただけますでしょうか。

**【事務局】** まず、事前相談でございますが、3ページでございますとおり、実は、ここに「制度化」と書いてあるんですが、これは制度というのは法律上の位置づけられたものという意味ではなくて、実質的に事前相談をやっているという意味でございまして、なぜこれをやっているかということ、申請者側から事前にある程度審査側のご意見も聞きたいし、説明をした上でやっていただいたほうが後々の手続が迅速にいくということで、むしろ申請者側からのご要望に応じてやっているという実態でございまして、これについて私どもも、そのほうが円滑に進むのであれば、むしろ推奨すべきだということをお願いしているということでございます。

先ほどの法律に位置づけるかどうかということについては、先生ご指摘のとおり、これを例えば義務化するというようなことをやるのは非常に困難ではないかと私は認識していますので、むしろ事前相談も含めて、円滑にどういうふうに進めていけばいいのかという

ことを少しご議論いただいて、この部分は例えば運用でちゃんとやるとか、この部分は制度としてきちんと位置づけるというようなことを今後整理していく必要があるのかと思います。

それから、指定について、指定機関が1つしかないところということなんですが、これは私どもも先生のご指摘の点については重々認識しておりまして、たびたび、一応、指定してほしいということを再三申し上げているんですけども、権限としては知事の権限になっているものですから、私どもから強制するのは非常に難しいということで、いろいろお願いをする、要請はしておりますけれども、実態上はなかなか応じていただけない部分があるということ。少しずつ改善してきてはいるんですけども、まだまだ不十分な面があるということでございます。

それから、仮使用については、実は仮使用もいろいろな幅がございまして、おそらく一律に全てを民間の機関ができるようにするというのも多分難しかろうと考えてはいるんですが、ただ、仮使用の中で比較的簡便な工事をやるようなもので、例えば火災時の安全対策という意味で、防火管理をする人がいるかどうかとか、その人が適切であるかどうかという、個別に消防機関と相談しながら判断しているような部分についてはなかなか定型化はできないと思うんですけども、一定の範囲については、それほど火災の危険が少ないような工事については、そういったものも、一定の基準を設けて、民間機関でも判断できるようなものであれば、例えば仮使用承認という行政の手続を経ずに使用できるような仕組みができないかというのは今後の課題としてあるのではないかと考えています。

【部会長】 どうもありがとう。ほかに何か。

【委員】 何かちょっと、いいですか。

【部会長】 ちょっとお待ちくださいね。

【委員】 今の件なんですけど。

【部会長】 じゃ、今の継続でしたら、〇〇委員。

【委員】 ごめんなさい。今の答えは、ちゃんとお答えになっていないと思うんですけども、事前相談の話は、私も最終的にどういうふう処理したらいいのかというのは、まさに知恵の絞りどころなのかもしれないんですけど、本来、きちんと申請すれば、そこから期間のカウントが始まるというのが仕組みでありますので、それにもかかわらず、そのところを事前にやって、ご本人たちもご希望されているので、そういうふうに行ったほうが、正式に申請した後、迅速に進むだろうというのは、それは経験則で当たり前のこ

とで、そのこと自体を否定するものではないんですけども、そうすると、そういう法律運用をするということについて、特に何ら規範的な障害を感じることなくされているということなんですかね。そうすると、今のような考え方は、行政手続法が一番いいとは思いませんけれども、行政手続法的な、適切ルールといいたいでしょうか、従前ずっと事前相談的なことで行政指導を自治体がやってきたというのが建築確認の歴史であって、それをいわば克服するような形で動いてきたと理解しているので、それをまた先祖返りするみたいな形で、本人たちが望んでいるからいいんだという形で言うと、ちょっと開き直った感じがするので。しかも、期間設定までもしているわけですから、標準処理期間等も含めて。それをなきものにすることにもなるわけですし、規範的な態度としては整合性を欠くんじゃないかと思うので、そのあたりが、いいからいいんだ、おおむねいいからいいんだという話なんですけれども、実際に問題になるのは、まさにそうではないと納得していない方がいらっしゃるときにどうするのかということのために法律の規範というのはあって、そのところが答えられてないのではないかというのが、気になるところ第1点。

それから、2番目の指定の不受理の話は、知事の責任だからうちは関係ないという話だったかと思えますけれども、だとすると、不受理をやっているのは構造適判機関ということで、監督機関が知事だと、そういうおっしゃり方ですか。指定の権限ですよ。

【事務局】 はい。

【委員】 私が申し上げたのは、共同意見のほうの構造判定機関の指定審査に対する不受理要件というその議論の話で、受理、不受理の話が適法ではないのではないかということをお伺いしていたので。

【事務局】 これは適判機関を多分、都道府県が指定してほしいと言われたときに不受理にしているというか、実際受け付けないというようなことについてのご意見ではないかということで申し上げたんです。

【委員】 ええ。それで、それは違法ですよ。

【事務局】 法律上どうかと言われると、違法だと思いますが。

【委員】 違法ですよ。

【事務局】 はい。

【委員】 であるとすると、建築基準法上に個別の規定があるかは承知していませんが、地方自治法上は違法の行為を知事がしていれば、それに対する法的な対応は可能ですよね。と思いますけど。是正の要求等できるんじゃないですか。



【事務局】 そこまではやっていないということなんです。

【委員】 放置しているということですね。

【事務局】 それから、1点目の事前相談ですが、集団規定の関係とちょっと誤解されているのかもしれないです。ここは構造計算の中身についてでして、むしろ申請者側は具体的な構造計算はこういう考え方だということを説明しておいたほうが後々の審査が非常にスムーズにやっていただける、あるいは審査側から具体的な問題を早く指摘されて修正して申請したほうがいいということなので、そういったようなことをできるだけ、必要ならばやってほしいということをお願いしているということです。先生ご指摘のとおり、受けたくないという方に対して、これをやらなきゃいけないなんてことは一切やっておりません。したがって、受けたくない方は、直接申請していただければ、そのままいくということになります。当然ですけれども。

【委員】 最後に一言。特に集団規定とのことで別に誤解しているわけではありませんで、だとすると、明文の規定がどうなっていて、どうなっているかというレベルでの話をしているので、そこが違う規定ぶりになっているということでしょうか。でないだとすると、私の議論は妥当だと思いますけど。

【事務局】 明文の規定はございません、事前相談するなどというようなことは。運用上やっているというだけです。

【委員】 ですね。だから、それが問題だということ。

【部会長】 今はね。じゃ、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 〇〇でございます。この適判の問題に関しては発言しないようにしようかと思っていたんですけども、〇〇委員の発言に刺激されて少し申し上げたいと思います。

資料4の最後のページの4団体からの意見の1番目の理由というところ、これが実態だと思います。建築というのはこういうものだと思いますし、それから、先ほどの〇〇委員、〇〇委員のご発言を聞いていても、適判というものがどういうものかということを考えたときに、確認制度というのは建築基準法に適合しているかどうかを確認する行為、法律に合っているかどうかを確認する行為で、資料4の理由のところに書かれていることは、そういうことでは建築の設計はできませんよということを行っているように私には思えます。それがほんとうに実態だと思います。それから、ピアレビューはこうあるべきで、そのことによって建築がより安全でよりいいものになるということもそうだと思いますけれども、それだと、そういう仕組みはそもそも建築基準法の確認制度と切り離して、別の法律でも

つくって、そういうことをやるべきであって、確認制度と連動させる限り、〇〇委員が言われたように、法律としてそれを運用することとどうしても整合しない。〇〇委員は先祖返りとおっしゃいましたけれども、そういうことにならざるを得ないと思うんです。その辺から議論しないといけないんじゃないかと私は思うようになりました。

特に資料3で一番最初に、2ページに適判の現状の指摘の例というのが出ておまして、これを見て僕は少しびっくりしたんですけども、腰壁をつけると短柱化するから柱が云々という、こんな初歩的なことが適判で指摘されたから適判はすごくいいのかというふうに僕は適判制度を思っておりませんでした。もっと高度な話をピアレビューによってチェックするということだと思っていたので。この問題は、例えば法律で、こういうことをしてはいけないとか、こういうときの構造計算法はこうすればいいということで確認申請制度でやれると思いますし、適判制度がいいのではないかとおっしゃっている委員の方々の意見というのは、こういうことを求めているのではないのではないかと私は思うので、非常に根本的な意見を言ってしまいましたけれども、そういう意味では、やはり法律上どうあるべきかという〇〇委員のご意見は真剣に受けとめて議論しないといけないかと思えます。

以上です。

**【部会長】** どうもありがとうございました。ほかにどなたかございますか。

じゃ、私のほうから。私はどちらかということと事実論者なんですけれども、事前相談という制度は多分、今、任意で行われているということで、法的にそれを私は別に決めることではないと思います。これは実は国土交通省がサジェスションなのか、ディレクションを出すのは構いませんけれども、本来やるべきは、設計者が自分たちでやるべき話で、ただそれが、〇〇委員がおっしゃるんですけど、実態として何らかのサジェスションとか、これは多分、事務局のほうも、この資料説明の中で法的な論拠をつけようというわけではなくて、ある意味で運用体制を例えば行政的にうまくできるかどうかという模索をされているのではないかと思います。それから、適判の内容は、これは一例で挙げられているんですけども、私はどちらかということ、ちゃんとした設計者がやるのであれば、ちゃんとした設計図書ができていて、これは筋論ですけども、適判とか審査にかかわる時間も短くて済むと。ですから、特別な資格を持っているから、何らかの形で適判をスキップするようなことはあまり私の念頭にはない。結果論として、いいものをつくってくださる方、いい能力があれば、それなりの資格をお持ちになって、いい設計図書ができれば、それな

りに審査にかかる日程も減るとというのが私の論理なんですけれども。だからといって、内容とは無関係に、その人の需給論理的な立場で何らかのスキップをするということに関してはあまり賛成しかねる。これは法的に決めるべき話ではないかと思っております。これは私の私見でございます。

ほかに何か、このことに関して。1から主に3、適判制度でございます。〇〇委員、どうぞ。

【委員】 私は弁護士なので、あまり技術的なことはわかりませんが、日弁連の消費者問題委員会等でも欠陥住宅被害という観点からこの問題を考えておりますので、その基本的な視点、考え方を申し上げたいと思います。

この適判制度がなぜできたのかというところから考えなくてはならないんだろうと思っております。結局、構造計算の偽装事件というものが起きたと。これが一部の不心得者の特殊な建築士さんが引き起こした例外中の例外の事件という捉え方はやはり間違っているんだろうと思っております。我々が日常的に欠陥住宅被害を起こしている建築士さんを見ると、非常にお粗末で倫理観のない人、それから、能力がなくて、悪意はないんだけど、とんでもない間違いを犯しているという人によく出会います。そして、施工業者とか工務店とかゼネコンに非常に経済的に従属していて、言いなりになりがちだと。これはみんながそうだとするつもりは毛頭ありませんが、現在の建築士さんの置かれている状況を前提にすると、非常に危うい状況にあると思っております。

それから、民間確認機関も、株式会社だから悪いとは言いませんが、やはり営利を追求し存続していくということで、さっき〇〇委員のほうから、早いのは市場原理が非常にうまく機能している例だという話がありましたが、それについては私は見方が全然違って、〇〇部会長からもご指摘があるように、それから〇〇委員からもご指摘があったように、やはり早かろう安かろうという危険がある。こういう建築士さんの問題点、それから民間確認機関の問題点、そういう構造的なことが要因になって耐震偽装事件が引き起こされ、確認制度と適判制度をどういうふうに構想するかという細かい問題は別にして、従前の確認制度だけではやはりこういう事件は防げなかったと。それを防ぐためには、何としてもピアチェック、ピアレビューですか、適判機関が必要だとなったんだと思うんです。その事情、立法事実にはいささかも変わりはないのではないかと思います。ですから、むしろ、問題点は問題点でももちろん是正しなければなりません、不都合な点を改めるということは当然ですが、この適判制度を維持、発展させていくという視点こそ必要なじ

やないかと。まさに〇〇委員がおっしゃったように、適合性判定の品質確保の追求が重要ではないかと思います。

個別の一般の庶民にとって、家を建てるとすると30年は住むと思うんです。さっき〇〇委員のほうから、普通だったら7日ぐらいかかるものが、適判制度が入ってきたりして50日かかって問題だというお話もありましたけれども、家づくり、いろいろなパターンはあるかと思いますが、30年住むちゃんとした家に住むということになれば、ここに来ている建築士の方も、もし戸建て住宅を設計するのであれば、1年ぐらいかけて施主といろいろ打ち合わせをして、ライフスタイルとか将来のこととか、敷地の環境とか周りの家の状況とか、いろいろなことをじっくり打ち合わせをしてつくるんじゃないのかと。そういうときに無駄なことをやっていけば別ですけども、これは〇〇委員も同じですが、日数だけを問題にするんじゃなくて、やはり中身ですね。それで30年きっちり住むものの安全が得られるということであれば、それは非常にいいことなのではないかと思います。消費者も、「早いほうがいいでしょう？」と言われれば、「そうですね」と言うかもしれませんが、やっていることの中身とか、家づくりの本質、そういうことを考えれば、決して適判でいろいろやって50日かかったからだめだとか、そういう意見にはならないと思うんです。

そういう意味で、改めるべき点は改めるということはそうだと思いますが、〇〇委員がおっしゃるように、適判制度の品質確保ということを効率化よりもぜひ追求していただきたいと思います。

以上です。

**【部会長】** どうもありがとうございました。それでは、〇〇委員今のご意見に対する。

**【委員】** 安全第一という面で、先ほど私も最初のほうにお話ししたんですが、要は日数が何日とかという問題は当然あるわけです。ただ、この基準法が今、つくられた時代から、先ほど資料3の16ページに、ちょっと別の見方からすると、木造3階建てや鉄骨造3階建て、9メートルを超える。これは先ほど事務局のほうから、今の時代は、人の身長も高くなってきているし、住まい方も変わってきているから、高いものが必要だと。だから、そういうのを考えると、適正というものをちょっと考えていかなきゃならないんじゃないか。その中で、安全はちゃんと確保しながら、いわゆる確認申請の日数も適正かどうかというのをもう一回見るべきではないか。日数が少ないから危険なんですよというんじゃないかと、果たして多く時間をかければ、それで適正なんだろうか。実は、それをするこ

とによって過剰になったり、大したことないと言うかもしれませんが、それによってコストも上がりますし、そういったものを考えると、現状をもう少し見ながらこういう内容も検討すべきではないか。そういう中で、我々が経験している中で、いわゆる大きな建物と違う住宅に関しては、このぐらいの日数が適切じゃないですか、安全も確保しながら適正じゃないですかという意見を言いたかったわけです。だから、多くかけて安全じゃないとか、少なくて危険じゃないとか、そういう議論じゃなくて、ちょっとそういう観点も考慮していただければと思います。

以上です。

【部会長】 どうもありがとうございました。それでは、〇〇委員。

【委員】 法律の議論、弁護士さんの場合はもめごとが起きているところに常に携わっていらっしゃるから、どっちかというと建築家性悪説になってしまうのかもしれないんですけども、そういう人もいますけど、本来きちっと法律を守っているのが大半です。法律だけ守れば物ができるという世界じゃないことも〇〇委員もわかっていらっしゃると思うんですけども。要するに言いたいのは、建築物にもレベル差がいろいろあるので、例えば学校で言えば大学から小学校まである。だから、1つの法律ですべてを仕切るのは難しい。私は適切な期間というのものもあるべきだし、それを多分〇〇委員はおっしゃっていると思うんですけども、必ずしも短ければいいというわけではない。ただ、現場を知っている者からすると、審査が長くなった分、じゃ、着工も工期も潤沢に皆さんくださるんですかという話です。残念ながら決してそうはなっていないんです。消費者もやっぱりいつ欲しい、事業も年度内に終わらせなさい。そうすると、検査期間がどんどん長くなると、どこが圧縮されていると思いますか。設計期間を圧縮するんです。だから、もしかして整合性がものすごくとれてないと建築家が責められるとするならば、設計期間がそこで圧縮されてきているというのが現実なんです。だから、やはり適正な期間をお互い持たないといけないので、長ければいいという議論はちょっとおかしいなと思います。

【委員】 誰も長ければいいなんて言っていません。

【部会長】 ややもすると誤解があると思いますが、〇〇委員も長ければいいと言っているわけじゃなくて。

【委員】 誰も長ければいいなんて議論してないですよ。

【部会長】 短くて悪かろうというのは、やはり何らかの形で排除しなくちゃいけないと。それから、建築の話ばかりになってしまうんですけど、建築の中でやはりかなり長

くやるのを、最初の、期末試験が近づいたから連日徹夜でというような、そういう制度は多分、それに甘んじている限りは建築家の地位向上はないんじゃないでしょうかという哲学論もあると思います。これ、姉齒のとき以来から、建築家の地位確認ということでいろいろ、3点セットをお考えになって、その結果として、構造一級というのができたり、報酬基準の改正ができたという3点セットが動いたと思うんですけど、その3点セットは必ずしも有資格者が何らかの形で一種の設計上の特典を得るようなことは一切考えていなかったのではないかと思います。実態論の話とあるべき姿論がどこかで折り合わなくちゃいけないということが、あと2回、3回の議論で出てくるかもしれませんけれども、それぞれ、私も含めて、書いた文章がレトリックが入っていて、適正にやれば短くていいとか、ちゃんとやるためには必要な期間があるんだという、それぞれの必要だとか適当だという言葉の中にあるんですけど、どちらに立っても主張ができるということになるのではないかと。

じゃ、〇〇委員。

【委員】 何か議論が屋上屋を重ねているような気がしています。まず、適判をほんとうに確認審査とペアで全部やるかという判断がそろそろ必要ではないかと思えます。おそらく、適判の期間が長い短いというのも建築主によって受け止め方が全然違う。プロジェクトによっても全然違う。もともと建物というのは建築主が責任を持って全部決めるというのが原則で、その上で優秀な建築士を雇ったり、優秀な施工者を雇ったり。しかし、日本の場合は、とにかくどんなに安い建築士、施工者を雇っても、建築基準法、建築士法、建設業法などの法律で全て縛って、法的に問題のない安全な建物が確保できるようにしている。あまりにも安い業者を雇えば、建築主の責任において、ある程度別途にチェックしたり、支援部隊を参加させたりしないと安全な建物が獲得できないというリスクがない。このような制度、つまり建築士や施工者すべてが優秀でも、逆に問題があっても、何でも、とにかく法律で細かく規定してそれをすべて守らせるという考え方に無理があって、その部分をどこまで法律で規制するのか。特にこのような構造技術の話というのはヨーロッパではあり得ないんですね、法律で規制しているなんていうのは。やはり資格制度と保険制度のペアでやっているわけです。日本の確認制度で、もし現状のように全部やるとすれば、いろいろな建物によって当然適判の期間は違って来るわけです。私はやはりそれはやるべきではないと思うんです。そうすると、どこまでを適判の中で判断しながら確認申請とペアとするのか。あるいは、それは別途に、昔は大臣認定というのがありましたね。そ

れぐらいのことでやるべきことかを考え直す時期にあると思います。また、事前検討というのは大事な機能だと思います。現在、一旦社会人になった方が、例えば大学の先生である〇〇委員のところに気軽に相談に行くというのはあまりないわけで、事前検討というのはまさに実務の新しい技術者を育てていくためにも非常に重要な機能だと思います。これは法律で律することとは意味や効果が異なります。それを確認申請制度の中で無理やりやるというのは無理がある。そうすると、適判というのは確認審査とは少し切り離れた形で考える必要があるのかもしれないですね。この辺はまだ私も考えがまとまっておりませんが、どうも確認申請の中で全てを組み込んで法律で規制しようということが、既に時代の流れ、日本の技術力を高めるという目標からして変わっていいんじゃないかと思えます。

【部会長】 ありがとうございます。じゃ、どうぞ。

【委員】 〇〇でございます。適判制度、適判審査の品質確保と申しますか、品質向上という〇〇委員の意見に全く賛成でございます。審査期間が長い短いという話にはあまり議論を持っていきたくなくて、なぜかという、要するに、〇〇委員もおっしゃったように、適判でどういったことを指摘すべきなのかというところが、やはり今、実態として非常にあいまいなんです。資料3の2ページにあるような、明らかにおかしい、非常に初歩的なこと、これを適判の中で、このぐらいだったら普通の確認検査の中で検査員でもわかると思うんですけど、そういったものをこれは適切に排除していただきたいんですけども、実態として問題になっているのは、モデル化でも非常に微妙な設計者の考え方と審査者側の考え方と、意見の分かれるようなゾーンがあるんです。これは本来ならば設計者の裁量で任されているところに対する適判員からの非常に、我々がこの場で言うてはあれなんですけれども、重箱の隅をつつくようなところの指摘があつて、それによって審査が適切に進んでいないという実態があるものですから、そういったところを整理するための事前相談というのにも必要になっているという実態でございます。

以上でございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。実態論ですね。ほかに何かございますか。それでは、〇〇委員。

【委員】 中身というより、私は前回、適判機関の方のヒアリングというか、意見を聞くのもいいんじゃないかというご提案をしたんですけど、はっきり言えば、適判機関は一生懸命やっているんだけど、いろいろ言われているという状況なわけだと思うので、

そういうことに対して適判機関の方がどういう説明なり弁明なりご意見を持っているのかと。私もちょっといろいろ聞いたことがあるんですけども、例えばさっき出ていたような例も、ほんとうに初歩的だということなのかもしれませんけれども、現にこういうのすら見過ごされて出てきてしまっているんだというふうな例として聞いたこともあるんですけども、やはり弁明の機会を与えるというか、この委員会において1回聞くべきじゃないかと。そうじゃないと、何を決めるにしても手続としてフェアとは言えないんじゃないかと思しますので、委員長にもぜひお願いしたいと思うんですが、一度、適判機関の方を呼んで、この場でヒアリングするというか、いろいろディスカッションするという機会はあってもいいのではないかと思います。

**【部会長】** そのあたりは、ちょっと私と事務局で相談させてください。随分いろいろな実はヒアリングのデータをお持ちだと思うんですけども、今日、整理する時間もあるので、今後どうするか、次回、次々回あたりの予定も含めて検討させていただきたいと思います。前回、〇〇委員のほうからも、どういう情報をこの場に出すかというご提案もあったと記憶しております。

それでは、目次構成でいくと、もっと若干専門的な昇降機の話、4、5、それから6もあわせて、この項目についてのご意見を伺いたいと思います。じゃ、〇〇委員。

**【委員】** それでは、31ページの4の昇降機、遊戯施設等のところでお話をさせていただきたいのですが、現状は非常によくまとめられています。ここにあるように、現実に昇降機、エレベーター等がちゃんとチェックされているかと言われると、建築関係の人がこれを全部やるのは難しいというのは事実であります。33ページ目にありますように、エレベーターに詳しい、特に安全装置なんかに詳しい建築関係の人はほとんどいないというのが現状であります。これで現実には通っている。なぜこれで事故がそんなに多くないかという、これはメーカーが一生懸命、かなり自主的にやっているという面が強いのです。大枠で言って、エレベーター、エスカレーターは、機械ですよね。それを建築の人がやるのはどうも根本的に無理があるのではないかというのが大前提にあります。それでは、どうするか。特に安全装置みたいなものになると、これは相当詳しくないとできない。例えば事故が起きるたびに建築基準法でエレベーターの基準をつけ加えていっても、ある意味でモグラたたきみたいな話になってしまっている。大事なのはやはり、今の話にちょっと絡みますが、国と民の役割分担をどうするかという話につながります。エレベーターに関しては、できたら性能規定化というか、こういう要望、要求基準を満たせば良いとする。



具体的な内容は、例えばISOに整合して、JIS規格にのっとれとすれば良い。JIS規格は常に改定しているので、それを民で全部任すという構造にしない限り、全部国が前もって事前にチェックしてというのはもう破綻しているのではないか。特に建築基準法の中でエレベーターとかエスカレーターの基準を細かく規定しようというのは、かなり無理があるという問題意識を持っています。

それから、次に定期検査の話をちょっとしたいと思います。ページで言いますと36ページのほうに定期検査があります。ご存じのように、エレベーターは定期検査が法律で決まっています1年に1回、ちゃんと資格を持った人が面倒を見ることになっている。現実には二、三カ月に1回必ず保守点検をやって、それは民間の業者に任せている。民間の業者の保守点検に関しては、実は保守点検している人に、ある意味で資格制度はなくて、誰がやってもいいという状態になっている。ところが、定期検査に関してはちゃんと資格がある。ここにありますように、その資格は何かというと、一級建築士、二級建築士または昇降機検査資格者となっている。一級建築士、二級建築士がエレベーターの中がちゃんとわかるとは到底思えない。実際はここに書いてあるように、ほとんどが昇降機検査資格者がやっているというのが現実です。そうしますと、定期検査もそうですが、保守点検のような意味では維持管理のほうにも、これは放っておくと悪い業者、特に保守点検が独立系を認めたということで、いろいろな業者が実は入ってくる。そうすると、やはり保守点検に関しても維持管理に関しても、ある程度技術を持った人が面倒を見るという形を押さえておかないといけない。悪い言い方をすると、エレベーターの保守管理、ちゃんとやっていけば数年は何の事故も起きないけど、ある年月がたつと起き出す。そのときになって保守点検業者の悪いやつは逃げ出しちゃうという話になったりするんです。ですから、やはり保守点検も含めて、ある程度ちゃんと、資格を持っていないと保守点検業者として認めないとか、そういう大枠を決めておいて、具体的な内容は民に任。この方針にすべきではなかろうかというのが1つの提案です。

最後に、これは前の意見でも出ていましたけど、事故調査部会を担当させられているんですけど、やはり警察との関係です。最近やっとお陰さまで警察と話ができるようになってきてはいるんですけど、どうも、例えば誰かを呼んで話を聞きたいとなると、調査権限というのが非常に不明確です。警察は捜査権限というのがありますが、我々に調査権限がどの辺まであるのかということになる。事故調査機関としての権限に相当問題があるなと思います。これは運用になればできるんだという説もありますけど、現実にはなかなか難し

い。やはりある程度制度を明確にしておかないと事故調査というのはうまく回らないんじゃないかという気がするということでもあります。

概略ですけど、そういう提案をしたいと思います。

**【部会長】** どうもありがとうございました。今の〇〇委員の話で、4の昇降機と遊戯施設に関して、いわゆる機械系の、特に31ページに具体的に書かれている、構造図というのは多分これは建築のほうで、これは逆に機械の方はわからないと思うんですけども、制御盤回路図となると、これは安全装置というのもブラックボックス化されていて、多分つくった人じゃないとわからない情報が入っているので、少し昇降機、遊戯施設、これは建築基準法の中の項目に今入っているんですけども、残すとすれば、分担ごとに考えたほうが資料としては議論できやすいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

**【委員】** そうですね、要するにエレベーターを設置する環境だとか、それから強度だとかということは建築もかなりなじんでいるところがありますけど、今言った制御回路だとか安全装置、ハードそのものというのは、これはかなり難しいのではないかと思います。

**【部会長】** ありがとうございました。ほかに何かこのあたりございますか。じゃ、〇〇委員。

**【委員】** 昇降機等の件なんですけれども、これも毎回申し上げているんですけど、まず今日この資料で、〇〇委員も言及されたんですけど、33ページで、一応、建築確認でやっていることになっているけど、実際やっていませんというのが審議会の場で堂々と出てきているということについて、大変な、もっと驚きをもって受けとめなきゃいけない、そういうもんだと思っちゃいけない、これはだから、完全に違法なわけですよ。言いわけの余地はないわけで、しかも、やっていることになっておりますと建前としてなっていて、やっていないという数字が具体的に出てきているということなので、昇降機とか、それから遊戯具もそうなんですけど、毎回言っているように、建築基準法でこれを扱うということがほんとうにそぐわないといえますか、それなりにきちんとつくっていかなくちゃいけないので、特性に合った形で、専門家を育てなければいけませんし、行政もそれなりに具体性、独立性を持ったセクションを用意するなりして、真剣にゼロベースで考えていかないと、そろそろ限界の限界を超えているような感じがありまして、さっきの適判の話はまだ建築物にかかわるんですけど、この話はほんとうに既に異質の話になっているので、いつになったら重い腰が上がるんだろうかと私としては思っているところでもあります。

それから、もう一つ、事故調査の件については、これも大きな問題意識でありますけれ

ども、日本の法律は、事故調もありますけど、必ず行政が調査する場合には、犯罪捜査のために用いられたものと解してはならないと、その一文をどうしても法制局が入れてくるわけですけども、これは私の理解では、アメリカ法をちゃんと理解していなかったがゆえにできた我が国独特の法ドグマでありまして、考えてみれば、行政調査と捜査機関が連動してくるのは、これは行政の権限の強さということからすると、捜査機関も行政機関の1つでありますので、そこは本来連続性を持っているもので、連続性を持っているものを完全に分断するというドグマ自体がほんとうはおかしくて、当時、憲法を制定したときのアメリカ法に対する知識不足というんでしょうか、そういうことの結果として、今日までそれがひとり歩きして現時点に至っていて、したがって効果的な調査ができないでいるという話なので、これも含めて、これも戦後レジームの転換なのかもしれないんですけども、これは克服すべき戦後レジームではないかと考えておりまして、これも含めてお考えいただければいいなと思っております。

【部会長】     じゃ、〇〇委員、どうぞ。

【委員】     今のご意見に対してですけども、昇降機は建築と切り離すことができない一体なものだと思いますので、建築基準法の中にあることは何ら問題はないというか、やはりなきゃいけないものかと思えます。ただ、確認で昇降機の安全性をチェックするのが適切かどうかの問題だと思います。遊戯施設は全く別の問題ですので、遊戯施設を建築基準法にいつまで入れておくかというのは全く別に議論すべきことかと思えます。

以上です。

【部会長】     はい。

【委員】     全く同様ですけど、さっき言ってないんですが、設備一級がやっぱりあるんですよね。構造一級はまだ同じ土俵で勉強した人たちがやっているんですが、設備になるとわからないんです。ですから、これもさっきの適判云々をどうするかという扱いと同時に、設備は昇降機だけではなくて、もっとさまざまに問題領域がありますので、それも腹をくくって考えないといけないんじゃないか。特に設備の配管や二次部材をつり子で吊った場合の構造的問題などというのはようやく建研でも研究を始められましたけど、太径のパイプが落ちておおきな事故につながるなど、だんだんと被害が大きくなってきています。これも事故が頻発するということになってくると、設備一級の人が見ているのか、建築設備士の方が見ておられるのか、あるいは構造の問題なのか、その辺やっぱりもう少し原点に返らないといけないと思います。

【部会長】 ありがとうございます。設備一級が何を見るかという点だと思いますけど。

ほかに何か。よろしゅうございますか。事故関係は。じゃ、〇〇委員。

【委員】 昇降機で、今の議論と大分外れるんですけど、エスカレーターも昇降機だと思うんですけど、ですよね。それで、あれも結構事故があると思うんですけど、ビッグサイトのものが結構報道もされ有名なんですけど、あれは何らかの基準とか、あれは使い勝手の問題もあると思うんですけど、要するにあれは定員以上にたくさん乗ってしまったというのがあるんですけど、あれになるとエレベーターよりさらに研究するべきかと思うんですが、ここでは議論にならないんですか。

【委員】 いや、これ、昇降機等というのはエレベーターも含むのです。エスカレーター、エレベーター、遊戯を含んでエレベーター等と言っています。当然、エスカレーターについても基準法の中にあります。もし補足がありましたら事務局のほうでお願いします。

【事務局】 そのとおりです。

【委員】 入っていますね。

【部会長】 私もちよつと見たことがあります、確認したことがありますけれども、例えばエスカレーターの幅があつて、10メートル幅のエスカレーターはできないとか、そういうような、ある程度のルールはありましたね。

【委員】 あります。

【部会長】 今日は自由な議論ということで、先ほどの事故調査の問題のように、免責を含めて基準法の枠を大きく離れた全体の法制度の問題までご意見がありまして、ご意見は後で事務局でまとめていただくということにいたしたいと思います。

最後の6番の効率的なこれについては、これは何か特段のご異議ございますでしょうか。〇〇委員。

【委員】 意見というよりは、真意をお伺いしたいと思います。この6の心はなんでしょうか。新しい技術のためのというのはわかりますが、もう少し何か具体的なターゲットがあるのでしょうか。

【事務局】 これについては、いろいろなところで、旧38条とって、全く基準のない世界で認定した時代の復活というようなことをご指摘になる方もいらっしゃいますので、昔のような形にできるかどうかわかりませんが、かなり、もっと柔軟な運用ができるような仕組みが要るのではないかと。

【委員】 つまり、復活させたいという人たちがいるわけですね。

【事務局】 復活そのものは非常に難しいのではないかと考えておりますが、そういうふうな円滑な導入に向けた仕組みを考える必要があるのではないかと考えております。

【委員】 ありがとうございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。43ページに書かれている方向性の趣旨としては、新しい技術、新材料も含めたことだと思いますけど、それを使いやすくしたいということで、趣旨はそういうこと。私のほうは、これをやるに当たっては、昔と違って、下の表にある指定性能評価機関がかなり複数になっているので、どういう仕組みで新技術を認めるか、これは運用上の問題かもしれませんが、それが実行に当たったの問題になるのではないかと考えていますので、ちょっとその点は、実行段階においてどういう形で、どういうシステムでもって新技術を認定なりするかという、またこれも早かろう悪かろうというのはぜひ避けていただきたい。

よろしゅうございますでしょうか。今日は自由なご意見ということでございます。どうでしょうか。資料3とか今日の4あたりで、私も言いたいということがあればということで、これ、次回、3もしくは4に類する資料をまた委員のほうから募集する時間はありますか。まだ、次回は7月でございます。時間的には、どうでしょうか。6月いっぱいまでに……。

【事務局】 もうちょっと早いほうがいいですね。

【部会長】 6月中。何とかありませんか。次回は7月10日でしたっけ。

【事務局】 7月16日なんですけれども、できればもう少し早い、例えばこれから1カ月ぐらいで。

【部会長】 はい。じゃ、6月20日とかということでよろしゅうございますか。6月20日までに、今日、事務局からご紹介のあった資料3と、それから、やはり適判に関しては適応範囲だとかワンストップ化みたいな点でA論、B論というのが出たと思います。そのあたりのお考え。それから、先ほど来、昇降機の部分の問題とかありますので、主に資料3の1から6のどの部分に該当するかということを書き添えて、6月20日までに、事務局のところに資料を提出していただくということにしたいと思います。集まったものに関しては、今日の資料4のような形で、次回においてご意見を表明していただく時間を設けたいと思います。

それでは、今日はこれで本日の議事を終わらせていただきたいと思います。最後に、今後の予定、それから、1回、2回、3回と、わりと早い時期にお願いいたしました耐震改修促進法案の国会審議の状況について、事務局のほうから、これはご報告をお願いしたいと思います。

**【事務局】** はい。まず、今後のスケジュールでございますが、資料5をお開きいただきたいと思います。7回目は7月16日2時からということで、これはもう既にご予定はご連絡してあるかと思えます。この場で行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、後日、部会長ともご相談しまして、8回目、9回目、9月ごろ、11月ごろを想定しておりますので、これについては後ほど日程調整等させていただきますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それから、耐震改修促進法の審議の状況でございます。3月8日に閣議決定がされまして、4月23日に衆議院は本会議で議決いただきました。参議院は実は今のところ明日、国土交通委員会において審議をいただく予定になっておりまして、ご可決いただければ、今週中には多分本会議でもご可決いただけるのかと考えて、これはまだ未定でございますけれども、そうしますと今月中には公布されることになろうかと思えます。公布日等ははまだ未定でございますが、そういう状況でございます。

**【部会長】** どうもありがとうございました。それでは、予定の時間となりましたので、以上をもちまして、本日の建築基準制度部会の審議を終了させていただきたいと思います。今後、先ほど事務局からお話がありましたように、資料5のとおり、年内を目指して第二次報告にまとめていきたいと思えます。ぜひ次回、ご意見を提出していただくようお願いしたいと思います。

じゃ、どうも、本日は夜遅くまでありがとうございました。

— 了 —